

長崎産業保健総合支援 センターのご案内

センター事業は
すべて無料です

事業主と労働者の皆様へ 職場の健康づくりを応援します！

長崎産業保健総合支援センター及び県内の各地域産業保健センターは、お互いに連携して長崎県内の事業者及び産業医等の産業保健関係者が行う産業保健活動を支援します。

また、平成27年度からは、改正労働安全衛生法によりストレスチェック制度の実施が労働者規模50人以上の事業場では義務となる等の新たな対応が必要となることなどにも、必要な産業医の研修や産業保健スタッフへのセミナーを開催したり、相談をお受けする等の支援を行っています。

【長崎産業保健総合支援センター】

対象：主に労働者規模50人以上の事業場の事業者や産業保健スタッフ等

長崎産業保健総合支援センターでは、事業者や産業保健スタッフ等を対象に、産業保健関係者からの専門的相談対応、産業保健スタッフへの研修、メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援（ストレスチェック制度の導入に関する支援）、管理監督者向けメンタルヘルス教育、若年者向けメンタルヘルス教育、産業保健に関する情報提供等を実施します。

⇒ 詳しくは、このリーフレットの1ページをご覧ください。

【地域産業保健センター】

対象：労働者規模50人未満の小規模事業場の事業者・労働者

県内の各地域産業保健センターでは、地域の小規模事業場の事業主や労働者に対して、健康相談への対応、健康診断の事後対応、面接指導等を実施し、さらに、事業主からの要望に応じて、専門スタッフが直接事業場を訪問し、メンタルヘルス対策、作業環境管理、作業管理等状況に即した労働衛生管理の総合的な助言・指導を行っています。

⇒ 詳しくは、このリーフレットの2ページをご覧ください。

【お問い合わせ先・アクセスマップ】

事業の詳細については、「長崎産業保健総合支援センター」又は、それぞれの「各地域産業保健センター」にお問い合わせ下さい。

⇒ 詳しくは、このリーフレットの3ページをご覧ください。

■長崎産業保健総合支援センターの業務

① 産業保健関係者からの専門的相談対応

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフが当センターの窓口(事前予約のみ)、電話またはインターネットメール等で相談に応じ、解決方法を助言します。

また、職場の作業環境管理、作業管理等に関して、専門スタッフが事業場の状況に応じた具体的方法を訪問して助言します。

担当分野	事 例
産業医学	健康診断後の就業上の措置、長時間労働者の面接指導、職場巡視の方法
労働衛生工学	職場の有害要因のリスク評価、作業環境の改善方法
メンタルヘルス	職場のメンタルヘルス対策の進め方、職場復帰の進め方
法 令	労働安全衛生法、労働基準法等の適用・解釈
カウンセリング	職場におけるカウンセリングの進め方
保健指導	勤務形態等に配慮した生活指導の方法

② 産業医生涯研修・産業保健セミナー

■ 研修・セミナー予定表

当センターのホームページやメールマガジンにて予定表をお知らせしています。

申し込みは、当センターのホームページの「**オンライン申込み**」または「**FAX申込書**」でお申し込み下さい。

■ 産業医研修では日本医師会の認定産業医更新申請の**生涯研修単位**が取得できます。

③ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

事業場から当センターへの相談を電話、メール等で受け付け、メンタルヘルス対策促進員の対応可能な日時を調整し、訪問支援を行います。

メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、メンタルヘルス対策への初歩的取組である「**こころの健康づくり計画の策定**」、「**衛生委員会での調査審議への助言**」、「**教育・研修計画等の支援**」、「**ストレスチェック制度の導入に関する支援**」等を行います。

当センターホームページから個別訪問支援等の申込書をダウンロードしてFAXで送付ください。

④ 管理監督者向けメンタルヘルス教育

メンタルヘルス対策促進員が講師として、職場のメンタルヘルス対策に係る**管理監督者等を対象**に、管理監督者の役割や取組事項等に関して、メンタルヘルス教育のデモンストレーションを行い、**メンタルヘルス教育の方法について教示**します。(お申込み方法は、上記個別訪問支援と同じです)

⑤ 若年者向けメンタルヘルス教育

メンタルヘルス対策促進員が訪問して、就労して間もない若手層の自殺防止対策のため、**若年労働者**に対して、セルフケアを促進するための教育を行います。(お申込み方法は、上記個別訪問支援と同じです)

⑥ 産業保健に関する情報提供等

「ホームページ」、「メールマガジンの配信」、「産業保健関係情報誌『産業保健21』の配布」、「デモンストレーション用の測定機器等の貸出」などを行っています。

■地域産業保健センターの業務

※ 労働者50人未満の小規模事業場の事業者・労働者の方で、下記の相談等を希望される方は、各地域産業保健センターの「コーディネーター」へ電話でお問合せ下さい。

① 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

① 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

定期健康診断結果について、**脳・心臓疾患関係の主な検査項目等の有所見者**に対し、登録産業医等が保健指導を実施します。(労働安全衛生規則第44条又は第45条)

② メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

不眠等、メンタルヘルス不調を自覚する労働者、**ストレスチェックにおいて高ストレスと評価された労働者**、事業者から利用を促された労働者及び当該労働者を使用する事業者からの相談・指導を登録産業医等又はメンタルヘルスに対応可能な医師である産業保健相談員が行います。

③ 上記①・②以外でも、労働者の健康管理に関する事項についても、広く相談を受け付けています。

② 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断の結果、健康を保持するために必要な措置について、事業者からの意見聴取に対し、登録産業医が意見陳述を実施します。(労働安全衛生法第66条の4)

① 脳・心臓疾患関連項目に限らず、全ての有所見者について対応します。

② 治療と職業生活の両立等に関し相談を希望する労働者及び当該労働者を使用する事業者に対する相談・指導についても実施します。

③ 必要に応じ、事業場を訪問し、当該労働者の実情に配慮した意見陳述や指導・相談を実施します。

③ 長時間労働者に対する面接指導

① 対象：**時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者**
「労働者の申し出があるときは、**事業者の義務**です。」

医師による面接指導を実施し、面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、登録産業医による意見陳述を実施します。

(労働安全衛生法第66条の8第1項・第4項、労働安全衛生規則第52条の2)

② 対象：**時間外・休日労働時間が会社又は事業場の基準を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者等**
「労働者の申し出があるときは、**事業者の努力義務**です。」

登録産業医による面接指導を実施します。

(労働安全衛生法第66条の9、労働安全衛生規則第52条の8)

④ 個別訪問による産業保健指導

常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場を、**産業医・保健師・労働衛生工学専門員**が訪問し、当該事業場の状況(作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等)を踏まえた**産業保健に関する労働衛生管理の総合的な助言・指導**、又は必要に応じて併せて簡単な健康講話を行います。

■お問い合わせ先・アクセスマップ

長崎産業保健総合支援センター

【ご利用いただける日時】

当センターの休日(毎土・日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日)を除く毎日
(午前8時30分～午後5時15分)

【住所・電話・FAX】

〒852-8117

長崎市平野町3番5号 建友社ビル3階

TEL: 095-865-7797

FAX: 095-848-1177

《ホームページ》

<http://www.nagasaki.johas.go.jp/>

《メールでのお問い合わせフォーム》

<https://www.nagasaki.johas.go.jp/contact/index.html>

《メールマガジン配信登録フォーム》

https://www.nagasaki.johas.go.jp/contact/online_mailmaga.html

《ながさき衛生管理者の会加入申込フォーム》

https://www.nagasaki.johas.go.jp/contact/online_member.html

《交通のご案内》



最寄バス停 浜口町：徒歩4分 松山町：徒歩2分

最寄電停 浜口町：徒歩3分

*** 駐車場はありません!**

(1階は他社の契約駐車場ですので絶対に駐車しないでください!)

地域産業保健センター

※ 地域産業保健センター関係業務のお申込みは、各地域産業保健センターの「コーディネーター」へ電話でお問い合わせ下さい。

名称	住所	電話番号
長崎地域産業保健センター	長崎市栄町2-22 長崎市医師会内	070-2199-1817
佐世保地域産業保健センター	佐世保市祇園町257 佐世保市医師会内	070-2199-1818
北松浦地域産業保健センター	松浦市志佐町浦免1807-2 北松浦医師会内	0956-72-5511 070-2199-1819
県央地域産業保健センター	大村市協和町779 大村市医師会内	070-2199-1820
	諫早市永昌町23-23 諫早医師会内	
壱岐地域産業保健センター	壱岐市石田町石田西触1071-1 壱岐医師会内(平山医院内)	070-2199-1821

(H28.7)